

## いきいきふるさと推進事業助成金に係る宝くじ広報表示マニュアル

### 1 宝くじ広報表示の目的

いきいきふるさと推進事業助成金は、サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）の販売収益を原資として、市町村が実施する各種ソフト事業に対して助成金を交付しています。

しかし、近年は宝くじ販売額の減少が続いており、本助成制度の維持・継続には、安定的な販売収益の確保とともに、発売収益金の有効活用や、市町村を通じた地域への還元について、サマージャンボ宝くじの購買者である、住民の理解促進を図ることが極めて重要です。

このため、本助成金の交付を受けて実施するソフト事業については、事業実施主体である市町村や実行委員会等が、事業成果品等にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を記載する旨を、いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱第13条で規定しています。

### 2 広報表示の例文

申請事業の実施形態等を勘案し、適した例文を使用してください。

**【例文1】**

この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

**【例文2】**

この△△（例：パンフレット等）はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して作成しています。

**【例文3】**

この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて実施しています。

**【例文4】**

この△△（例：パンフレット等）は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて作成しています。

**【例文5】**

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されています。

### 3 広報表示の記載対象

#### (1) イベント事業

来場者等に効果的に広報することができるよう、ポスターやパンフレット等を活用し、広報表示を記載してください。

また、サマージャンボ宝くじの発売期間中に実施する事業は、イベント会場に市町村に配布している販売促進ポスター等を掲示する等の対応をお願いします。

#### (2) 研修事業

研修参加者に効果的に広報ができるよう、研修資料等に広報表示を記載してください。

#### (3) 広報宣伝・情報通信事業

作成する印刷物（ポスター、パンフレット、その他の印刷物）やデジタルデータ（ホームページ、画像、動画、映像等）の分かりやすい位置に広報表示を記載してください。

#### (4) 試験研究事業

成果報告書等の印刷物の分かりやすい位置に広報表示を記載してください。

#### 4 宝くじマスコット「クーちゃん」の表示について

上記例文のほか、宝くじマスコット「クーちゃん」を表示してください。

- ◆ カラーで使用する場合は、上に掲載のカラーを変更しないこと
- ◆ サイズを変更する場合は、縦横比率を変更しないこと
- ◆ 最小使用サイズは20mm とすること（印刷物のサイズやレイアウト、成果品の素材等の事情により、物理的・経費的にやむを得ないと判断される場合は、その限りではない）。



パターンA



パターンB

※ 画像データは助成申請時の様式データ集に添付しています。

#### 5 その他

##### (1) 助成決定前に実施する事業について

助成決定前に実施する等、やむを得ない事情により、例文1～4の表示を行うことができない場合は、例文5の表示を記載するか、イベント会場に市町村に配布している販売促進ポスターを掲示する等の対応をお願いします。

##### (2) 成果品への広報表示について

事業成果品のすべてに広報表示を行う必要はありませんが、イベントの参加者や住民、観光客等により効果的にPRを行うことができるポスターやパンフレット等には、作成時点で必ず広報表示を記載してください。

#### 6 サマージャンボ宝くじ広報表示に係るQ&A

Q1：広報表示を行わなかった場合はどうなるのか。

A1：本助成金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資として、市町村が実施するソフト事業を対象に交付しています。正当な理由がなく、広報表示を行わなかった場合、助成金を交付しない場合があります。また、次年度以降の助成申請も不採択とする場合があります。

Q2：広報宣伝事業でポスター、パンフレット、クリアファイル、うちわ、Tシャツなど約20種類の広報資材を作成した。すべての資材に広報表示は必要なのか。

A2：すべての広報資材に表示する必要はありませんが、配布対象者に対して、最も効果的にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を行うことができると考えられるものに表示してください。

Q3：「サマージャンボ」を略して「宝くじ」だけの表示でもいいのか。

A3：「サマージャンボ宝くじ」と表示してください。

Q4：他の団体（企業）からも助成金（協賛金）の交付を受けている。サマージャンボ宝くじだけの広報表示はできない。

A4：本助成金を活用して事業を実施する場合には、例外なく広報表示が必要です。

Q5：サマージャンボ宝くじの販売は営利事業ではないのか。営利事業の広報宣伝はできない。

A5：営利事業ではありません。発売収益金は市町村の振興を支援する事業に活用しています。

Q6：他の宝くじ（年末ジャンボ宝くじ等）のPRはしなくてもいいのか。

A6：本助成金を活用して事業を実施する場合は「サマージャンボ宝くじ」のPRをお願いします。

Q7：印刷物等の目立たない場所（奥付等）に記載さえしてあれば問題ないのか。

A7：広報表示には該当しないと判断し、上記A1と同様の取扱いをする場合があります。